

令和6年度

人権相談所のご案内

毎日の暮らしの中で起こる様々な人権問題（家庭内、近隣間、学校、職場内など）について人権擁護委員が相談に応じます。相談は**無料**、相談内容についての**秘密は厳守**されます。

◆人権相談◆ ※予約の必要はありません。直接、各会場へお越しください。

時 間	午後1時30分 ~ 午後3時30分											
会 場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市役所9階 人権男女共同参画課	2	*	*	2	6	3	1	5	*	*	4	4
たかさき人権プラザ	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
倉渚支所 3階 倉渚公民館学習室3	16	21	*	16	20	17	15	19	*	21	18	18
箕郷支所 3階 第4会議室												
群馬支所 2階会議室												
新町支所 西庁舎2階会議室												
榛名支所 101会議室												
吉井支所 1階相談室												

※第1・第3火曜日に開設します。8月は第4火曜日に開催します。（*印の相談日はお休みです）

※会場が変更になる場合があります。「広報高崎」毎月1日号に掲載している各種相談ガイドをご覧ください。

◆特設人権相談◆ ※予約の必要はありません。直接、各会場へお越しください。

会 場 ・ 受 付	時 間	6月	12月
市役所会議室 受付：市役所9階91会議室	午後 1時30分～ 3時30分	6	3
倉渚支所 3階 倉渚公民館学習室3			
箕郷支所 3階 第4会議室			
群馬支所 2階会議室			
新町支所 西庁舎2階会議室			
榛名支所 101会議室			
吉井支所 1階相談室			

- 6月1日は人権擁護委員の日です。
人権擁護委員の日を記念して
6月6日（木）特設人権相談を開設します。
- 12月4日～10日は人権週間です。
人権週間を記念して
12月3日（火）に特設人権相談を開設します。
会場・時間等は右記のとおりです。

【人権擁護委員】とは、法務大臣から委嘱された民間の方で、人権擁護について理解があり人格見識ともすぐれた人が選ばれています。
高崎市では30人、全国で約14,000人の人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員はあなたの身近な相談相手です
高崎市 高崎市人権擁護委員会



人権擁護活動シンボルマーク

会 場	問い合わせ先
市役所9階 人権男女共同参画課 たかさき人権プラザ（倉賀野町2078-1）	人権男女共同参画課 高崎市高松町35-1 TEL 3 2 1 - 1 2 2 8
倉渕支所 3階 倉渕公民館学習室3	倉渕支所地域振興課 高崎市倉渕町三ノ倉303 TEL 3 7 8 - 4 5 2 1
箕郷支所 3階 第4会議室	箕郷支所地域振興課 高崎市箕郷町西明屋702-4 TEL 3 7 1 - 4 1 8 5
群馬支所 2階会議室	群馬支所地域振興課 高崎市足門町1658 TEL 3 7 3 - 1 2 1 2
新町支所 西庁舎2階会議室	新町支所地域振興課 高崎市新町3152-1 TEL 0 2 7 4 - 4 2 - 1 2 3 5
榛名支所 101会議室	榛名支所地域振興課 高崎市下室田町900-1 TEL 3 7 4 - 5 1 1 8
吉井支所 1階相談室	吉井支所地域振興課 高崎市吉井町吉井川371 TEL 3 8 7 - 3 1 1 2

人権尊重都市宣言 高崎市

「誰か」のこと じゃない。

◇主な人権課題◇



- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ 子どもの人権を守ろう
- ・ 高齢者の人権を守ろう
- ・ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 同和問題（部落差別）を解消しよう
- ・ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう
- ・ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ・ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・ インターネットによる人権侵害をなくそう
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ・ 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 人身取引をなくそう
- ・ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

